

(様式1)

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：公益財団法人長野市スポーツ協会]

[記載日：令和7年3月24日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）、当協会定款及び規程を遵守している。 (定款、倫理規程、評議員会運営規則、理事会運営規程、監事監査規程、専門委員会規程、加盟団体及び会員に関する規程、長野市スポーツ少年団規程、事務局規程 など)	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	該当なし
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 法人法、認定法、当協会定款及び規程を遵守している。 (定款、評議員会運営規則、理事会運営規程、理事の職務権限規程、監事監査規程、専門委員会規程、加盟団体及び会員に関する規程 など)	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 当協会定款及び規程に則り、整備している。 (定款、評議員会運営規則、理事会運営規程、理事の職務権限規程、監事監査規程、専門委員会規程 など)	

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当協会定款、規程及び事業方針（長野市が策定した「第三次長野市スポーツ推進計画」に沿った事業計画）を公表している。</p> <p>（定款、倫理規程、専門委員会規程、加盟団体及び会員に関する規程 など）</p>	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>令和7年2月18日に「スポーツ・インテグリティ研修会」を実施した。</p> <p>今後も毎年スポーツ・コンプライアンスに関する研修を開催することとした。</p>	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>全加盟団体を対象として同様に実施した。</p> <p>今後も毎年スポーツ・コンプライアンスに関する研修を開催することとした。</p>	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当協会定款及び規程を遵守している。</p> <p>（定款、監事監査規程、事務局規程、会計規程 など）</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>補助金等の交付元の規則、要項等を遵守している。</p>	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 当協会定款及び規程に則り、整備している。 (定款、理事会運営規程、監事監査規程、事務局規程、会計規程 など)	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 当協会定款及び情報公開規程に則り、当協会ホームページや広報誌「スポーツナガノ」等で情報開示を行っている。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 当協会定款及び情報公開規程に則り、当協会ホームページや広報誌「スポーツナガノ」等で情報開示を行っている。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について	該当なし
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	